

Q 4 : 3月末で退職します。収入限度額の180万円(60歳以上の公的年金受給者)は退職前に支給された今年1月~3月の給料を含みますか?退職金は含みますか?

また、被扶養者の加入手続きはどこでしたらいいですか?

A 4 : 学校共済では、暦年ではなく、退職後の1年間の収入で考えますので、上記給料は含みません。また、退職金は一時金として扱うので含みません。加入手続きは家族の勤務先(学校共済では各所属所)で行います。なお、被扶養者の認定基準は保険者によって少しずつ異なります。被扶養者として認定できるかを家族の勤務先で事前に確認してください。